

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例

(特別区が処理する事務の範囲等)

第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる特別区が処理することとする。

二十八 東京都重度心身障害者手当条例(昭和四十八年東京都条例第六十八号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 条例第四条の規定による知事に対して行うべき受給資格の認定に係る申請の受理 ロ 条例第九条の規定による知事に対して行うべき受給者の住所変更等に係る届出の受理 ハ 条例第十条の規定による報告の要求及び生活状況等に関する調査 ニ イからハまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	各特別区
六十一の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	各特別区
六十四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	各特別区

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則

(特別区が処理する事務の範囲)

第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

十 特例条例第二条の表二十八の項ニに規定する東京都重度心身障害者手当条例(昭和四十八年東京都条例第六十八号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	東京都重度心身障害者手当条例施行規則(昭和四十八年東京都規則第百四十一号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 規則第八条第一項の規定により知事が発行した重度心身障害者手当受給資格認定通知書の交付、同条第二項の規定により知事が発行した重度心身障害者手当受給資格非該当通知書の交付及び同条第三項の規定により知事が発行した重度心身障害者手当申請却下通知書の交付 ロ 規則第九条の規定により知事が発行した重度心身障害者手当受給者現況判定通知書の交付 ハ 規則第十条の規定により知事が発行した重度心身障害者手当受給資格消滅通知書の交付 ニ 規則第十二条の規定により知事が発行した重度心身障害者手当返還請求書の交付 ホ 規則第十三条第三項の規定による知事に提出すべき重度心身障害者手当受給者死亡届の受理
二十九の二 特例条例第二条の表六十一の二の項に規定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年東京都規則第十二号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 規則第十五条第一項の規定による知事に提出すべき自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書等の受理 ロ 規則第十五条第三項の規定により知事が発行した自立支援医療(精神通院)受給者証又は自立支援医療(精神通院)支給認定申請却下決定通知書の交付 ハ 規則第十八条の規定による知事に提出すべき自立支援医療(精神通院)受給者証等記載事項変更届の受理 ニ 規則第十九条第一項の規定による知事に提出すべ

	<p>き自立支援医療(精神通院)受給者証再交付申請書の受理</p> <p>ホ 規則第十九条第二項の規定により知事が発行した自立支援医療(精神通院)受給者証の再交付</p> <p>ヘ 規則第二十三条第二項の規定により知事が発行した自立支援医療(精神通院)支給認定取消決定通知書の交付</p>
三十二 特例条例第二条の表六十四の項に規定する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成十一年東京都規則第百十二号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 規則第二十条の規定による申請書等の受理</p> <p>ロ 規則第二十一条の規定による審査及び患者票の交付又は却下の通知</p> <p>ハ 規則第二十四条の規定により返還される患者票の受理</p> <p>ニ 規則第二十五条の規定による変更届の受理</p>